

区長 各位

社会福祉法人
多治見市社会福祉協議会
会 長 渡 辺 哲 郎

令和 6 年度 多治見市社会福祉大会における
表彰候補者の内申依頼について（ご依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は、本会事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、標記大会を 10 月 12 日(土)に、多治見市総合福祉センターで開催する予定としております。

つきましては、社会福祉に功労のあった皆様に対して表彰を行いますので、貴管下において該当する方がございましたら、下記事項にご留意のうえ、内申調書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、該当する方がない場合は、内申調書の提出は不要であることを申し添えます。

記

- 1 感謝基準 ボランティア活動、または地域において社会福祉活動を 5 年以上にわたり、積極的に取り組んだ功績顕著な個人、または団体
(表彰規程第 5 条第 2 項第 3 号関係)
個 人・・・様式第 4 号
団 体・・・様式第 5 号
※過去に本会会長より感謝を受けた方は除きます)
- 2 提出書類 内申調書
- 3 基準日 令和 6 年 4 月 1 日
- 4 提出期限 令和 6 年 7 月 12 日(金)
- 5 提出先 〒507-0041 多治見市太平町 2-39-1
多治見市社会福祉協議会 企画総務課
- 6 添付書類 表彰規程、内申調書
※添付書類につきましては、本会ホームページ(<https://t-syakyoo.or.jp/>)の新着情報から閲覧、またはダウンロードできます。

裏面へ

7 内申調書記載上の留意点

- (1) 氏名は、楷書で正確に明記し、必ず「ふりがな」を付してください。
- (2) 様式第4号及び第5号の「協力援助の内容」欄は、できる限り具体的に詳しくお書きください。
- (3) 団体のための活動や団体に属する会員を対象とした活動は、対象となりません。(前回まで対象となっていた場合でも、今回から対象とならない場合がございますのでご了承ください。)

8 個人情報の取扱いについて

「内申調書」にご記入いただきました個人情報につきましては、名簿の作成、表彰状の作成等の当事業において必要な範囲において使用します。推薦者様におかれましては、内申調書の提出にあたり、事前に表彰候補者の方へ承諾を得ていただきますようお願いいたします。

以上

〈担当〉企画総務課 三宅
電話 25-1131

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会表彰規程

昭和 58 年 8 月 3 日 規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が表彰又は感謝（以下「表彰等」という。）の意を表しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(表彰の方法)

第 2 条 表彰等は、多治見市社会福祉大会において、会長の表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰の基準日)

第 3 条 表彰等の基準日は、4 月 1 日とする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

(表彰等の対象)

第 4 条 表彰は、次の各号に定めるものを対象とする。

(1) 多治見市に事務所を有する社会福祉に関する施設、団体等の役員又は職員でその功績が顕著な者

(2) 多治見市内において、社会福祉活動が特に優秀な個人及び団体

2 感謝は、本会における社会福祉事業に対し積極的な協力を行之、その功績が顕著なものを対象とする。

(表彰等の資格)

第 5 条 表彰に該当するものの資格は、次の各号の一に定める条件を具備するものとする。

(1) 民生児童委員で、現職にあってその在職期間が 8 年以上ある者

(2) 社会福祉施設又は社会福祉団体の役員で、現職にあってその在職期間が 8 年以上ある者

(3) 社会福祉施設（公の社会福祉施設に勤務する職員の場合は、現業に従事する者に限る。）又は社会福祉団体の職員で、現職にあってその在職期間が 12 年以上ある者

(4) 社会福祉団体又は個人であって、その活動が優秀であり、他の模範とするに足ると認められるもの

(5) その他、社会福祉活動に積極的に協力した個人又は団体で、特に会長が認めたもの

2 感謝に該当するものの資格は、次の各号の一に定める条件を具備するものとする。

- (1) 本会に対して過去1年以内の期間に10万円以上の金品を寄贈した個人又は団体
 - (2) 本会に対して過去3年以上にわたり継続して金品（前号に規定する金額以上に達したとき）を寄贈した個人又は団体（ただし、本会会長より過去2年以内に感謝を受けたものは除く。）
 - (3) ボランティア活動又は地域において社会福祉活動を5年以上にわたり積極的に取り組んだ功績顕著な個人又は団体（ただし、本会会長より過去に感謝を受けたものは除く。）
 - (4) 社会福祉協議会の特別会員として、10年以上の永きにわたり協力援助されたもの（ただし、本会会長より過去に感謝を受けたものは除く。）
 - (5) 本会の特別賛助会員として、8年以上の永きにわたり協力援助されたもの（ただし、本会会長より過去に感謝を受けたものは除く。）
- 3 第1項に該当するものであっても、次の各号の一に該当するときは、これを表彰しない。
- (1) 社会福祉関係で藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの
 - (2) 社会福祉功労者として、厚生労働大臣、岐阜県知事、多治見市長、全国社会福祉協議会長、岐阜県社会福祉協議会長又は本会会長から表彰を受けたもの
- （候補者の推薦）
- 第6条 民生児童委員又は社会福祉施設若しくは社会福祉団体の長は、表彰等に該当するものを候補者として、内申調書（様式第1号から様式第5号まで）により会長に推薦することができる。
- 2 会長は前項の規定にかかわらず、候補者を推薦することができる。
- （表彰選考委員会）
- 第7条 表彰等に該当するものの審査を行うため、会長の委嘱による委員をもって構成する表彰選考委員会を置く。
- 2 前項の表彰選考委員会は、本会会長に提出された推薦書によってその審査を行い会長に答申する。
- （委任）
- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

様式第 4 号（第 6 条関係）

社会福祉事業協力援助表彰・感謝内申調書（個人）					
ふ り が な 氏 名		性 別	男 女	職 業	
生年月日	年	月	日生	満	歳 カ月
現 住 所	TEL				
現在関係する 公私の職名					
主な表彰歴	年	月	日	功 績	
協力援助の 内 容	期間 年 月～ 年 月 (具体的に記入)				
参考事項					

上記のとおり相違ないので内申します。

年 月 日

多治見市社会福祉協議会長 様

団 体 名
氏 名 _____

様式第 5 号(第 6 条関係)

社会福祉事業協力援助表彰・感謝内申調書（団体）		
団体・グループ 名 称	構成 発 足 年 月 日 人 員 人	
所 在 地	事務所又は代表者住所 TEL	
代 表 者	役 職 名	氏 名
主な表彰歴	年 月 日	功 績
協力援助の 内 容	期間 年 月～ 年 月 (具体的に記入)	
参 考 事 項		

上記のとおり相違ないので内申します。

年 月 日

多治見市社会福祉協議会長 様

団 体 名
氏 名 _____